

## 西沖の山発電所（仮称）新設計画に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、山口宇部パワー株式会社（以下「本事業者」という。）が山口県宇部市の宇部興産株式会社構内において、石炭を燃料とする西沖の山発電所（仮称）（総出力 120 万 kW）を新たに建設するものである。本事業で発電した電力は、本事業者の出資会社である電源開発株式会社、大阪ガス株式会社及び宇部興産株式会社を通じて、西日本広域に供給していく計画だが、その供給先は現時点で未定である。

二酸化炭素排出量が非常に大きい火力発電所については、事業者が国の目標・計画の達成に努めることを目標として環境保全措置を検討していることが必要である。

我が国の温室効果ガス削減目標に関しては、「日本の約束草案政府原案」が政府において了承されたが、その積み上げに用いたエネルギーミックスにおいて、2030 年度の総発電電力量に占める石炭火力発電の割合は 26%程度であり、2013 年度の実績の石炭火力発電の電力量が既にそれを上回っている状況である。

このような状況において国の目標・計画と整合を取るためには、「燃料調達コスト引き下げ関係閣僚会合（4 大臣会合）」（平成 25 年 4 月 26 日）で承認された「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 4 月 25 日経済産業省・環境省）（以下「局長級取りまとめ」という。）における電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む枠組（以下「枠組」という。）の存在が不可欠である。

局長級取りまとめでは、環境影響評価において、事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で国が審査することとされている。国の目標・計画との整合性については、枠組に参加し、当該枠組の下で二酸化炭素排出削減に取り組んでいくこととしている場合か、当該枠組が構築されるまでの間においては、事業者（入札を行う場合は入札実施者）が自主的な取組として天然ガス火力を超過する分に相当する純増分についての環境保全措置を講ずることとしている場合に、その整合性があると認めることができることとされている。

しかしながら、現時点において、枠組は構築されておらず、また、枠組が構築されるまでの間の環境保全措置についても明らかになっていない。このため、本事業については、エネルギーミックスに基づく約束草案の達成に支障を及ぼす懸念がある。

上記の状況に鑑みれば、本事業の計画内容について、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っていると判断できず、現段階において、是認しがたい。

このため、早急に枠組が構築されることが必要不可欠である。

（以上）